

監 査 結 果 報 告 書

(財政援助団体等監査)

令和7年1月15日提出

船 橋 市 監 査 委 員

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項、第5項及び第7項の規定に基づき、次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を提出する。

令和7年1月15日提出

船橋市監査委員	栗 林 紀 子
同	齋 藤 弘 之
同	浦 田 秀 夫
同	松 橋 浩 嗣

目 次

第 1	監査の種類	6
第 2	監査の対象	6
第 3	監査の範囲	6
第 4	監査を実施した監査委員	7
第 5	監査の着眼点	7
第 6	監査の実施内容	8
第 7	監査の結果	
1	出資団体	
(1)	公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団	9
(2)	公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター	9
2	公の施設【指定管理者】	
(1)	船橋市特別養護老人ホーム朋松苑・ 船橋市朋松苑デイサービスセンター 【社会福祉法人八千代美香会】	9
(2)	船橋市立リハビリテーション病院 【医療法人社団輝生会】	10
(3)	船橋市リハビリセンター 【医療法人社団輝生会】	10
(4)	船橋市勤労市民センター 【公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター】	10
(5)	船橋市運動公園・法典公園 【ふなスポ活き生きパーク パートナーズグループ】	10
(6)	船橋市立一宮少年自然の家 【株式会社オーエンス】	12
参考	監査対象団体の概要	13

監査結果報告

船橋市監査基準に準拠し、令和6年度財政援助団体等監査を次のとおり実施した。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等に対する監査

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による財政援助団体等の所管部署に対する財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

1 出資団体

出資団体	所管部署
公益財団法人 船橋市生きがい福祉事業団	高齢者福祉部高齢者福祉課
公益財団法人 船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター	経済部商工振興課

2 公の施設【指定管理者】

施設の名称	指定管理者	所管部署
船橋市特別養護老人ホーム朋松苑	社会福祉法人 八千代美香会	高齢者福祉部 高齢者福祉課
船橋市朋松苑デイサービスセンター		
船橋市立リハビリテーション病院	医療法人社団輝生会	健康部 健康政策課
船橋市リハビリセンター		
船橋市勤労市民センター	公益財団法人 船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター	経済部 商工振興課
船橋市運動公園	ふなスポ活き生きパーク パートナーズグループ	都市整備部 公園緑地課 生涯学習部 生涯スポーツ課
法典公園		
船橋市立一宮少年自然の家	株式会社オーエンス	生涯学習部 青少年課

第3 監査の範囲

当該財政的援助等に係る令和5年度の出納その他の事務の執行を範囲とした。なお、それぞれ必要に応じて令和5年度以外についても範囲とした。

第4 監査を実施した監査委員

栗林 紀子
齋藤 弘之
浦田 秀夫
松橋 浩嗣

第5 監査の着眼点

次の表にある主な着眼点について調査を行い、監査を実施した。

1 出資団体

調査項目	主な着眼点
所管部局関係	
1.書類の整備	出資による権利等は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
2.権利行使	出資者としての権利行使は適切に行われているか。
3.指導監督	出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導・監督を行っているか。
4.資産	増・減資等はあるか。また、配当金がある場合は確実に収入されているか。
団体関係	
1.規程の整備	定款(寄附行為)及び経理規程等諸規程は整備されているか。
2.出資の有効性	設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。
3.決算諸表	決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
4.決算諸表等の表示	事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
5.経営成績及び財政状態	経営成績及び財政状態は良好か。
	収益率、財務比率は良好か。
6.経理・庶務事務	出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
	固定資産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
	決算書類等は適正に作成されているか。また、決算書類は直ちに監事の監査を受け、理事会の承認を得ているか。
	決裁の専決及び代決は適正に行われているか。
	委託契約書の作成は適正に行われているか。
7.会計経理及び財産管理	会計経理及び財産管理は適正か。
8.資金運用及び経費節減	資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
9.契約事務	契約方法、検査は適切か。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「実務ガイドライン」の「監査等の着眼点」を参考とした。

2 公の施設【指定管理者】

調査項目	主な着眼点
所管部局関係	
1.指定管理	指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。 事業報告書等の点検は適切になされているか。 運営状況を適切に把握し、必要な指導・監督を行っているか。 施設等の修繕は、費用負担区分に従い適正に行われているか。 利用の許可は、適正に行われているか。
指定管理者関係	
1.施設の管理	施設は、関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
2.協定書の履行	協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
3.利用料金	利用料金の設定等は適正になされているか。
4.書類の整備	公の施設の管理に係る関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「実務ガイドライン」の「監査等の着眼点」を参考とした。

第6 監査の実施内容

令和6年9月2日から同年12月23日まで、監査の対象団体及び監査委員事務局において、監査書類について調査確認するとともに、現地調査を行い、併せて関係職員から事情聴取を実施した。

第7 監査の結果

監査の結果において是正又は改善が必要と認められた事項の区分

【指摘事項】

法令に違反しているもの、故意又は過失により損害等が生じたもの、事務処理等が適切性を欠くと認められるもの、経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるもの、前回の監査において要望事項とした事項について改善の効果が認められないものなど

【要望事項】

指摘事項には至らないが、改善を要すると認められるものなど

1 出資団体

(1) 公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団 (団体の概要は 13 ページ)

(所管部署) 高齢者福祉部高齢者福祉課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該出資の目的に沿って行われており、適正に執行されているものと認められた。

(2) 公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター

(団体の概要は 14 ページ)

(所管部署) 経済部商工振興課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該出資の目的に沿って行われており、適正に執行されているものと認められた。

2 公の施設【指定管理者】

(1) 船橋市特別養護老人ホーム朋松苑・船橋市朋松苑デイサービスセンター

(施設の概要等は 16 ページ)

(指定管理者) 社会福祉法人八千代美香会

(所管部署) 高齢者福祉部高齢者福祉課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われていたが、次のとおり改善を要する事項が認められた。

【指摘事項】

① 利用料承認手続きの漏れ

船橋市特別養護老人ホームにおける入所者の食費及び居住費について、船橋市特別

養護老人ホーム条例第11条では、「指定管理者が市長の承認を得て定めた額」とされているが、承認手続が漏れていた。

指定管理者に確認したところ、食費及び居住費の額の設定について、指定管理者と利用者との利用契約上の同意に基づき扱われるものという意識が働いていたとのことであった。

所管部署に確認したところ、金額について把握はしていたが、条例に基づく承認についての認識はなかったとのことであった。

今後は条例に基づき適正に事務を執行されたい。

(高齢者福祉部高齢者福祉課)

(2) 船橋市立リハビリテーション病院

(施設の概要等は18ページ)

(指定管理者) 医療法人社団輝生会

(所管部署) 健康部健康政策課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われており、適正に執行されているものと認められた。

(3) 船橋市リハビリセンター

(施設の概要等は19ページ)

(指定管理者) 医療法人社団輝生会

(所管部署) 健康部健康政策課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われており、適正に執行されているものと認められた。

(4) 船橋市勤労市民センター

(施設の概要等は21ページ)

(指定管理者) 公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター

(所管部署) 経済部商工振興課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われており、適正に執行されているものと認められた。

(5) 船橋市運動公園・法典公園

(施設の概要等は22ページ)

(指定管理者) ふなスポ活き生きパーク パートナーズグループ

(所管部署) 都市整備部公園緑地課、生涯学習部生涯スポーツ課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われていたが、次のとおり改善を要する事項が認められた。

【指摘事項】

① 利用料承認手続きの漏れ

令和３年４月１日に導入された船橋市運動公園におけるトレーニング室の１回券及び回数券について、当該利用料の承認手続きが漏れていた。

船橋市都市公園条例第２４条では、当該利用料は指定管理者が市長の承認を得て定めるとされている。

所管部署に確認したところ、当該利用料を指定管理者の自主事業収入と認識していたことから、承認手続きが漏れてしまったとのことであった。

今後は条例に基づき適正に事務を執行されたい。

(都市整備部公園緑地課)

② 収納事務の委託契約締結の漏れ

船橋市運動公園及び法典公園の公園内行為許可にかかる使用料について、指定管理者に収納させていたが、収納事務の委託契約の締結が漏れていた。

地方自治法第２４３条及び地方自治法施行令第１５８条第１項の規定により、収納事務を委託した場合を除き、私人に収納事務を行わせることはできないとされている。

所管部署に確認したところ、指定管理者と締結している別の収納事務の委託契約に含まれているものと誤認していたとのことであった。

今後は契約内容を十分確認したうえで、法令に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

(生涯学習部生涯スポーツ課)

地方自治法（抜粋）※令和６年４月１日改正前

（私人の公金取扱いの制限）

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

地方自治法施行令（抜粋）※令和６年４月１日改正前

（歳入の徴収又は収納の委託）

第一百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

一 使用料

二～七 （略）

２～４ （略）

③ 第三者委託承諾手続きの漏れ

船橋市運動公園及び法典公園管理業務のうち第三者委託している運動公園プール開催時の駐車場警備業務について、第三者委託を承諾する手続きが漏れていた。

船橋市運動公園及び法典公園の管理に関する基本協定書第22条第3項では、指定管理者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときには、あらかじめ、市長の承諾を得なければならないとされている。

所管部署に確認したところ、当該業務については、指定管理者から提出された第三者委託承諾申請書に記載されているとの思い込みにより、承諾手続きが漏れてしまったとのことであった。

今後は指定管理者と市の双方で十分に確認を行い、適正に事務を執行されたい。

(生涯学習部生涯スポーツ課)

【要望事項】

① 屋外喫煙所の受動喫煙防止

令和5年5月21日に船橋市運動公園の陸上競技場の利用者から、子供たちが大会のウォーミングアップ等で陸上競技場や野球場の周囲を走っているが、野球場付近の屋外に喫煙所が設置されているため、受動喫煙が避けられないとの苦情を受けていた。

現場にて確認したところ、屋外の喫煙所から利用者の動線まで一定の距離は確保されていたが、喫煙所から人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ない等の対策が取られていなかった。

運動公園においては、年間を通じて子供を対象とした市民大会等が数多く開催されていることから、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に必要な環境の整備に努められるよう要望する。

(都市整備部公園緑地課)

(6) 船橋市立一宮少年自然の家

(施設の概要等は24ページ)

(指定管理者) 株式会社オーエンス

(所管部署) 生涯学習部青少年課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われており、適正に執行されているものと認められた。

参考 監査対象団体の概要

1 出資団体

(1) 公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団

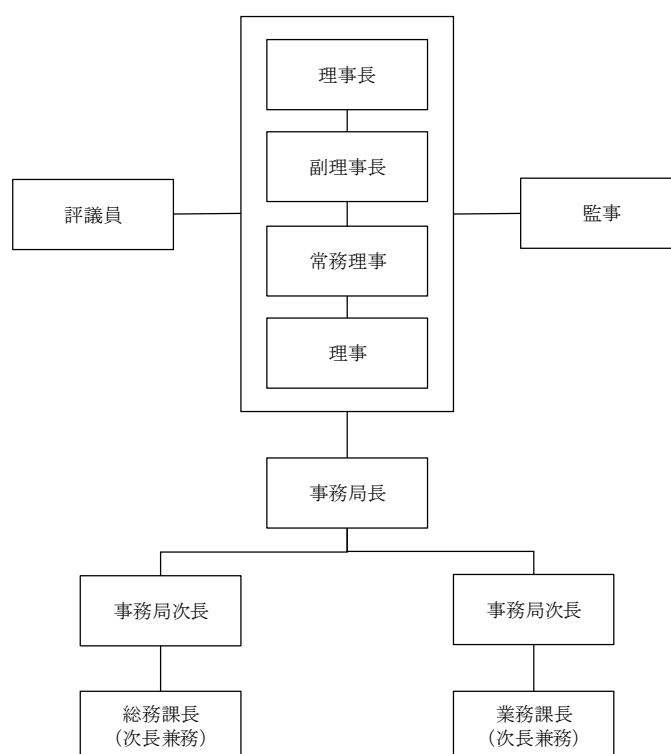
① 設立目的

定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること、並びに障害者及び母子家庭の母、寡婦に働く機会を提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

② 基本財産及び船橋市の出資金（令和6年3月31日現在）

基 本 財 産	10,000,000円
うち船橋市の出捐金	10,000,000円

③ 組織（令和6年3月31日現在）



④ 事業内容

- ア 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること
- イ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと
- ウ 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと
- エ 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと
- オ アからエまでに掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと
- カ 障害者及び母子家庭の母、寡婦を対象として、ア、ウ及びエに準じた事業を行うこと
- キ その他目的を達成するために必要な事業を行うこと

(2) 公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター

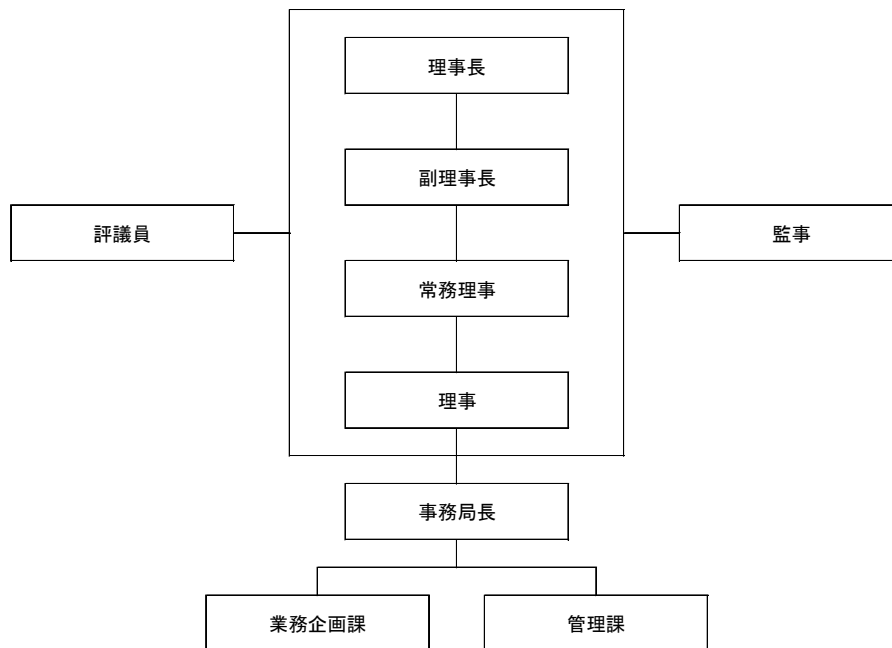
① 設立目的

船橋市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主並びに市内に居住し市外の中小企業に勤務する勤労者並びにその家族に対する総合的な福祉活動を行うことにより、これら中小企業勤労者等の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的とする。

② 基本財産及び船橋市の出資金（令和6年3月31日現在）

基 本 財 産	3 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
うち船橋市の出資金	2 7 6 , 3 8 7 , 1 1 9 円

③ 組織（令和6年3月31日現在）



④ 事業内容

- ア 中小企業勤労者等の生活の安定に関する事業
- イ 中小企業勤労者等の健康の維持増進等に関する事業
- ウ 中小企業勤労者等の自己啓発及び余暇活動に関する事業
- エ 中小企業における労働時間短縮促進に関する事業
- オ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条第1項に規定する特定退職金共済団体に関する事業
- カ 会員を対象とする共済給付に関する事業
- キ ニュースの発行等情報提供に関する事業
- ク 船橋市勤労市民センター条例（平成元年船橋市条例第16号）第4条に規定する指定管理者としての船橋市勤労市民センターの管理運営に関する事業
- ケ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 公の施設【指定管理者】

(1) 船橋市特別養護老人ホーム朋松苑・船橋市朋松苑デイサービスセンター

① 指定管理者の名称

社会福祉法人八千代美香会

② 施設の位置

船橋市西船2丁目21番12号

③ 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

④ 管理業務

特別養護老人ホーム

ア 船橋市特別養護老人ホーム条例第3条に規定する業務に関する事

イ 特別養護老人ホームの利用の許可に関する事

ウ 船橋市特別養護老人ホーム条例第11条に規定する利用料の収受に関する事

エ 朋松苑の施設及び設備の維持管理に関する事

オ そのほか特別養護老人ホームの管理に関する事

カ その他管理業務のために、市長が必要と認めるもの

デイサービス

ア 船橋市老人デイサービスセンター条例第3条に規定する業務に関する事

イ デイサービスセンターの許可に関する事

ウ 船橋市老人デイサービスセンター条例第12条に規定する利用料の収受に関する事

エ デイサービスセンターの施設及び設備の維持管理に関する事

オ そのほかデイサービスセンターの管理に関する事

カ その他管理業務のために、市長が必要と認めるもの

⑤ 収支状況（令和5年度）

船橋市特別養護老人ホーム朋松苑

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
介護保険事業収益	434,827,486	サービス活動費用	430,103,846
寄附金	100,000	サービス活動外費用	2,106,427
その他	765,847		
サービス活動外収益	4,450,270		
収入合計	440,143,603	支出合計	432,210,273
収支差額		7,933,330	

船橋市特別養護老人ホーム朋松苑（ショートステイサービス）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
介護保険事業収益	93,871,801	サービス活動費用	84,634,969
サービス活動外収益	1,198	サービス活動外費用	0
収入合計	93,872,999	支出合計	84,634,969
収支差額		9,238,030	

船橋市朋松苑デイサービスセンター

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
介護保険事業収益	91,125,955	サービス活動費用	83,526,623
その他	734,372	サービス活動外費用	0
サービス活動外収益	113,065		
収入合計	91,973,392	支出合計	83,526,623
収支差額		8,446,769	

⑥ 施設利用状況（令和5年度）

	施設定員	延べ利用人数	営業日数	1日平均 利用人数
特別養護老人ホーム	人 100	人 34,387	日 366	人 94.0
ショートステイサービス	20	※ 7,865	366	※ 21.5
デイサービスセンター	40	7,948	310	25.6

※特別養護老人ホームの空床利用含む

(2) 船橋市立リハビリテーション病院

① 指定管理者の名称

医療法人社団輝生会

② 施設の位置

船橋市夏見台4丁目26番1号

③ 指定期間

平成21年3月31日から令和8年3月31日まで

④ 管理業務

ア 診療に関すること

イ 訪問リハビリテーションに関すること

ウ 短期入所療養介護（ショートステイ）に関すること

エ 通所リハビリテーションに関すること

オ リハビリテーション関係者との業務の連携の強化及びリハビリテーション関係者に対する研修、助言その他の支援に関すること

カ リハビリ病院の利用の許可に関すること

キ 診療費、介護サービス費及び個室の利用料の収受に関すること

ク リハビリ病院の施設及び設備の維持管理に関すること

⑤ 収支状況（令和5年度）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
医業収益	円 3,461,735,321	医業費用	円 3,294,822,346
医業外収益	58,898,965	本部配賦額	103,771,152
特別利益	0	医業外費用	21,755,972
		特別損失	3,513
		法人税等	530,000
収入合計	3,520,634,286	支出合計	3,420,882,983
収 支 差 額			99,751,303

⑥ 施設利用状況（令和５年度）

ア 入院患者

病床数	実患者数	延べ患者数	病床稼働率	病床稼働日数	1日平均患者数
床 180	人 827	人 66,021	% 100.2	日 366	人 180.4

イ 外来患者

実患者数	延べ患者数	診療日数	1日平均患者数
人 668	人 23,557	日 309	人 76.2

ウ 訪問リハビリテーション患者

実患者数	延べ患者数	診療日数	1日平均患者数
人 500	人 28,170	日 309	人 91.2

エ 通所リハビリテーション患者

実患者数	延べ患者数	診療日数	1日平均患者数
人 196	人 6,903	日 309	人 22.3

(3) 船橋市リハビリセンター

① 指定管理者の名称

医療法人社団輝生会

② 施設の位置

船橋市飯山満町2丁目519番地3

③ 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

④ 指定管理料（令和５年度決算額）

69,117,000円

⑤ 管理業務

ア 診療（イからエまでに掲げるものを除く。）に関すること

イ 在宅医療のうち外来患者のリハビリテーションに関すること

- ウ 在宅医療のうち訪問リハビリテーションに関すること
- エ 在宅医療のうち訪問看護に関すること
- オ 介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護に関すること
- カ 介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション及び同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションに関すること
- キ 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションに関すること
- ク 地域リハビリテーション拠点事業に関すること
- ケ リハビリ事業に関すること
- コ 船橋市リハビリセンター（以下「センター」という。）の利用の許可（リハビリ事業に係るものに限る。）に関すること
- サ 船橋市リハビリセンター条例第16条の規定により算定した診療費、介護サービス費及びリハビリ事業の利用料の収受に関すること
- シ センターの施設及び設備の維持管理に関すること
- ス その他センターの運営に関する事務のうち、市長が必要があると認めるもの
- セ その他市長が必要があると認めること

⑥ 収支状況（令和5年度）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
医業収益	338,646,855	医業費用	320,444,128
うち指定管理料	69,117,000		
医業外収益	1,350,885	医業外費用	35,635
特別利益	0	特別損失	689,785
収入合計	339,997,740	支出合計	321,169,548
収 支 差 額			18,828,192

⑦ 施設利用状況（令和5年度）

ア 外来患者

実患者数	延べ患者数	診療日数	1日平均患者数
人	人	日	人
87	2,845	257	11.1

イ 通所リハビリテーション利用者

実利用者数	延べ利用者数	診療日数	1日平均利用者数
人 280	人 11,641	日 257	人 45.3

ウ 訪問リハビリテーション利用者

実利用者数	延べ利用者数	診療日数	1日平均利用者数
人 360	人 16,484	日 257	人 64.1

エ 訪問看護利用者

実利用者数	延べ利用者数	診療日数	1日平均利用者数
人 144	人 5,358	日 257	人 20.8

オ リハビリ事業利用者

事業	延べ利用者数	実日数	1日平均利用者数
パワーリハビリ教室	人 1,266	日 88	人 14.4
パワーリハビリフォローアップ	人 12,922	日 244	人 53.0
プールリハビリ	人 4,633	日 244	人 19.0

(4) 船橋市勤労市民センター

① 指定管理者の名称

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター

② 施設の位置

船橋市本町4丁目19番6号

③ 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

④ 指定管理料（令和5年度決算額）

46,363,092円

⑤ 管理業務

ア 船橋市勤労市民センター条例第3条各号に掲げる業務に関すること

- イ 船橋市勤労市民センターの利用の許可に関する事
- ウ 船橋市勤労市民センター条例第 14 条に規定する利用料の収受に関する事
- エ 船橋市勤労市民センターの施設及び設備の維持管理に関する事
- オ 自主事業の展開に関する事
- カ 船橋市勤労市民センターの運営に関する事業計画書に記載するもののほか、市長が必要と認める事

⑥ 収支状況（令和 5 年度）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
利用料	41,387,520	事業費	100,059,404
附属設備利用料	6,539,582		
売店等賃料収入	1,874,334		
自主事業収入	423,500		
委託料等収入	46,363,092		
指定管理補填収益	1,000,000		
雑収入	360,960		
収入合計	97,948,988	支出合計	100,059,404
収支差額			△ 2,110,416

⑦ 施設利用状況（令和 5 年度）

区分	利用件数	利用人数	開館日数	1 日平均利用人数
	件	人	日	人
会議室等	7,627	101,597	309	328.8
ホール等	723	43,170	309	139.7
トレーニングルーム	-	22,802	309	73.8
合計	8,350	167,569	309	542.3

(5) 船橋市運動公園・法典公園

① 指定管理者の名称

ふなスポ活き生きパーク パートナーズグループ
 構成員（代表者） 美津濃株式会社
 構成員 ミズノスポーツサービス株式会社
 構成員 コナミスポーツ株式会社

構成員	株式会社オーチャー
構成員	公益財団法人船橋市公園協会
構成員	タイムズ24株式会社

② 施設の位置

- ・船橋市運動公園
船橋市夏見台6丁目4番1号
- ・法典公園
船橋市藤原5丁目9番10号

③ 指定期間

令和3年1月1日から令和8年3月31日まで

④ 指定管理料（令和5年度決算額）

289,009,000円

⑤ 管理業務

- ア 船橋市運動公園及び法典公園（以下「運動公園等」という。）の施設及び設備の提供に関する事
- イ 運動公園等に係る有料公園施設の利用の許可に関する事
- ウ 運動公園等に係る有料公園施設の利用料の収受に関する事
- エ 運動公園等の施設及び設備の維持管理に関する事
- オ その他運動公園等の運営に関する事務のうち、市長が必要であると認めるもの

⑥ 収支状況（令和5年度）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
事業収入（運動公園）	88,608,160	事業費（運動公園）	319,840,600
事業収入（法典公園）	17,243,490	事業費（法典公園）	101,051,132
駐車場事業収入	65,450,010	駐車場事業費	36,970,000
プール売店等事業収入	593,840	プール売店等事業費	0
自主事業収入	17,910,870	自主事業経費	5,644,241
雑収入	0	一般管理費	26,170,000
その他（物販販売）	337,460	その他（物販原価含む）	465,222
テニス夜間利用 （自主事業収入）	1,288,650	テニス夜間利用 （自主事業経費）	2,000,000
指定管理料	289,009,000	返還金（法典公園）※	1,766,629
		未払消費税	9,657,191
収入合計	480,441,480	支出合計	503,565,015
収支差額		△ 23,123,535	

※令和4年度電気料金及びガス料金高騰に伴う追加の指定管理料にかかる返還金

⑦ 施設の利用状況（令和５年度）

	船橋市運動公園	法典公園	合 計
施設利用者数	人 457,690	人 152,769	人 610,459

(6) 船橋市立一宮少年自然の家

① 指定管理者の名称

株式会社オーエンス

② 施設の位置

千葉県長生郡一宮町東浪見 7 4 9 3 番地 2

③ 指定期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

④ 指定管理料（令和５年度決算額）

72,841,770円

⑤ 管理業務

ア 少年自然の家の集団宿泊研修、野外活動及び体育レクリエーションのための施設及び設備の提供に関すること

イ 少年自然の家の研修会等の開催に関すること

ウ 少年自然の家の利用の許可に関すること

エ 少年自然の家の利用料の収受に関すること

オ 少年自然の家の施設及び設備の維持管理に関すること

カ その他少年自然の家の運営に関する事務のうち、船橋市教育委員会が必要があると認めるもの

⑥ 収支状況（令和5年度）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
指定管理料		維持管理費	40,461,571
指定管理料	72,000,000	人件費	47,306,210
市内小学校校外			
学習食費市負担	841,770		
自主事業		自主事業費	
施設利用料	8,643,840	主催事業実施費	820,155
食費	18,930,170		
クラフト費	515,340		
主催事業費	386,830		
自動販売機売上	118,522		
その他	320	その他	9,703,455
雑費	175		
収入合計	101,436,967	支出合計	98,291,391
収 支 差 額			3,145,576

⑦ 施設利用状況（令和5年度）

ア 利用者

利用者数	小学校	中学校	少年団体	育成者	その他	計
団体	団体 55	団体 2	団体 97	団体 2	団体 35	団体 191
人数	人 9,862	人 157	人 10,517	人 26	人 1,437	人 21,999

イ 主催事業

主催事業数	参加者数		
	市内	市外	計
事業 13	人 173	人 148	人 321

